

報告第 4 号

令和7年度俱知安町水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和7年度俱知安町水道事業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和8年 9月 7日 提出

俱知安町長 文 字 一 志

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づき令和8年度に公表する倶知安町水道事業会計の資金不足比率を次のとおり報告します。

記

特別会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
倶知安町水道事業会計	—	

俱 監 査 第 21 号
令和 8 年 8 月 1 4 日

俱知安町長 文 字 一 志 様

俱知安町監査委員 佐 藤 嘉 己

俱知安町監査委員 門 田 淳



令和7年度決算に基づく俱知安町財政健全化及び経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和8年度に公表する令和7年度決算に基づく俱知安町財政健全化判断比率及び資金不足比率を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出する。



令和7年度 俱知安町水道事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和7年度	経営健全化基準	備 考
① 資 金 不 足 比 率	(%) —	(%) 20.0	

注) 資金不足が生じなかったため「—」と記載した。

(2) 個別意見

①資金不足比率について

資金不足額は、流動負債から流動資産を差し引いて求められるが、流動資産の方が大きく、資金不足額が負となったため資金不足比率が算出されず、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

5

